

中央区立幼稚園・小・中学校における基準（ガイドライン）

(1) 大雨および暴風（台風）、大雪の発生における対応基準

東京23区（中央区）に、特別警報（大雨・暴風・暴風雪・大雪）及び暴風警報、暴風雪警報（以下、特別警報等）が気象庁より発令されることが予想される、または発令された場合、以下の通り対応することを基準とする。

①登園・登校以前の対応について

日	判断時刻	状況		対応	
前日	午後2時	特別警報等の発令が予想される場合		臨時休業または登園・登校時刻繰り下げ	教育委員会事務局と校園長会長で協議・判断し、校園長へ連絡 ↓ 区・各校園ホームページへ掲載 ↓ 各校園安全安心メール ※前日が休日であっても同様の対応
	午後5時	23区のJR・都営・私鉄・地下鉄各線のいずれかにおいて、計画運休が発表された場合	当日、午前10時までに解除されない場合	臨時休業	
			当日、午前10時までに解除される場合	幼稚園：臨時休業 小中学校：午後登校 ※給食なし	
	午後5時以降	※午後5時時点で一時的に判断をするが、それ以降も同様の対応とする。			

日	判断時刻	状況		対応	
当日	午前6時	特別警報等が発令されている場合		自宅待機	各校園ホームページ 各校園安全安心メール
		特別警報等が発令されていない場合		通常登校・登園	
	午前7時	特別警報等が発令されている場合		臨時休業	区ホームページ 各校園ホームページ 各校園安全安心メール
		特別警報等が解除されている場合		登園・登校時刻1～2時間の繰り下げ	各校園ホームページ 各校園安全安心メール

②登園・登校以後の対応について

日	判断時刻	状況	対応	
当日	在園・在校時	特別警報等が発令されている場合	園・学校待機 ※特別警報等が解除されるまで保護する。 ※保護者による引渡しが可能である場合は、引き渡しを行う。	各校園ホームページ 各校園安全安心メール

(2) 地震発生における対応基準

東京23区(中央区)に震度5弱以上の地震が発生した場合は、以下の通り対応することを基準とする。

発生時	それ以下の地震
<p>○幼稚園・学校の管理下・管理外において、園長・校長は、<u>幼児・児童・生徒の被災状況を確認</u>する。</p> <p>○在園・在校時に発生した場合、<u>幼児・児童・生徒を留め置き、保護者の引き渡し</u>とする。 ※引き渡しができない幼児・児童・生徒については、<u>幼稚園・学校に留め置く</u>。</p>	<p>公共交通機関の運行状況や被災状況等により、園長・校長の判断で、引き渡し対応等で、降園・下校時刻を早めたり、遅らせたりする。</p>